

○ 今年度に審査会に諮問した事案のうち、異議申立てを受けてから諮問までに90日超を要したもの(資料5)

法人名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
自動車事故対策機構	自動車事故対策機構役員名簿	H17. 2. 14	H17. 7. 4	140	原処分の妥当性及び諮問の要否について、他機関の同様な事例に照らし合わせるなど十分な検討に時間を要したため
都市再生機構	「貴公団職員がハラッシュメントを行ったとしてクレームが公団総務課に来た時の対応マニュアルの公開と過去5年間の件数の公開と可能であれば個人が特定できない即ちプライバシーを冒さない範囲で可能な場合はその項目」	H17. 4. 6	H18. 3. 31	322	当該開示請求者からは大量の情報公開請求・異議申立てがあり、また当該異議申立ては不存在による不開示決定に対するものであるため、対象文書の不存在の再確認に時間を要した。
	「警察より事故等に関して総務課にあった過去3年間の件数と問い合わせがあった警察署とその日付」	H17. 4. 6	H18. 3. 31	322	当該開示請求者からは大量の情報公開請求・異議申立てがあり、また当該異議申立ては不存在による不開示決定に対するものであるため、対象文書の不存在の再確認に時間を要した。
	「特定地区に係る土地買受取り纏め依頼について」	H17. 1. 4	H17. 7. 7	184	異議申立てを受けた案件に平行して、異議申立者より追加で情報公開申請を受け、そちらの対応を優先的に行ったため。
	「特定地区の取得交渉に係る土地買受申込書の発行について」	H17. 1. 4	H17. 7. 7	184	異議申立てを受けた案件に平行して、異議申立者より追加で情報公開申請を受け、そちらの対応を優先的に行ったため。
	都市再生機構と管理業務受託者財団法人住宅管理協会との間で締結した①「住宅管理センターにおける管理業務の一部委託変更契約書」及び②「管理連絡員業務に関する業務委託契約書」	H16. 12. 9	H17. 7. 7	211	本件異議申立てには、一部不開示に対する異議及び個人的な要望が混在しており、情報公開審査会への諮問上申すべき項目の検証に時間を要したこと。
ふれあいプラザ長居公園南団地の平成15年度共益費収支報告書の内訳(収入・支出とも)の全額が分かる書類	H16. 12. 9	H17. 7. 7	211	本件異議申立て以外にも要望書等を提出され、本件異議申立ての内容と重複するものもあり、回答に慎重にならざるを得なかったこと。	
日本学術振興会	特別研究員書面評価(PD)等	H17. 8. 5	H17. 11. 17	104	異議申立書の補正をしていたため
日本学生支援機構	平成16年度学校別推薦内示数積算一覧及び平成15年度学校別採用状況報告等	H17. 1. 11	H17. 4. 13	92	本件一部不開示決定に係る対象文書は、いずれも国立大学法人、私立大学、専修学校等の第三者に関する情報が多量に記載されていることから、原処分の妥当性について、外部有識者を含む内部委員会に付議するなど、慎重な検討を行う必要があったため時間を要した。

法人名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
水資源機構	特定ダム建設工事に係る労働災害報告書	H16. 6. 20	H18. 11. 30	163	①対応窓口の人数（情報公開担当1名） ②他の開示請求及び諮問案件の対応が重なったため ③本件は文書量が多く、加えて、原処分での不開示部分が多岐に渡り、諮問に際して不開示部分の確認、意見調整等に時間を要したため
日本郵政公社	世田谷郵便局の配達等をしている特定個人の一日の担当区域（平成16年4月～7月末まで）が分かる文書	H16. 10. 18	H18. 2. 28	490	異議申立て対象文書の意向確認に時間を要した上、意向により新たに特定した文書は、大量の文書中から抽出する必要があったため
	平成16年9月21日付、郵人人第200号で決定通知された公文書開示決定等通知	H16. 11. 10	H17. 4. 7	147	本件異議申立ての内容が、審査担当部署の異なる2件の開示決定の相違点を指摘したものであり、両部署間の調整に時間を要したため
	特定の定額貯金の記番号に関する一切の文書	H17. 1. 11	H17. 7. 14	183	(1) 異議申立人から、公社への口頭意見陳述の機会の付与を求められており、同人との調整に時間を要したため (2) 異議申立人から、追加書面により新たな主張がなされたため
	日本橋郵便局、平成15年10月24日付、内容証明郵便物（特定番号）についての郵便物配達証	H17. 3. 25	H18. 2. 28	333	本件は情報公開請求の事案であるが、個人情報の開示請求の方が異議申立人の利益になるため、当該制度を案内し、開示実施を行った後に、異議申立て人に本件事案の継続の意向を確認したため
日本銀行	足利銀行考査所見	H17. 2. 21	H17. 5. 26	94	担当局の所掌事務が著しく繁忙であった上、不開示決定の妥当性について、異議申立理由を踏まえた不開示内容の再精査に慎重な検討を要したため。
自然科学研究機構	「ライフサイエンス実験研究用マカクザルの繁殖と供給に関する研究」においてサルに関し交わされた文書の不開示決定に関する件	H17. 2. 10	H17. 7. 4	145	諮問書の検討・作成に時間を要したため
東日本高速道路株式会社	栄区公田町（水道局ポンプ場）での隣接地逆転層の調査	H17. 7. 15	H18. 3. 22	250	理由説明書作成に時間を要したため
中日本高速道路株式会社	事業用不動産台帳 第二東海自動車道（海老名～伊勢原北）伊勢原市地区	H16. 6. 9	H17. 6. 30	386	理由説明書作成に時間を要したため
	平成15年度補償金額算定書 伊勢原市西富岡・上粕屋・交渉地区標準地第1次他4件	H16. 6. 9	H17. 6. 30	386	理由説明書作成に時間を要したため

法人名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
	平成15年度補償金算定（御殿場市駒門土地第1次）	H16.6.9	H17.6.30	386	理由説明書作成に時間を要したため
	事業用不動産台帳（御殿場市駒門地区）	H16.6.9	H17.6.30	386	理由説明書作成に時間を要したため
阪神高速道路株式会社	堺市道の機能回復に係る確認書に関する議事録等の不開示決定（不存在）に関する件	H17.1.31	H17.6.23	143	法人文書の存在について再確認の調査、及び一部新たに文書が存在することが確認されたので、諮問方法等を検討する必要があったため。
	覚書の締結に係る確認書に関する議事録等の不開示決定（不存在）に関する件				
	「都市高速道路大和川線の確認書の取り扱いについて」以降の確認書の不開示決定（不存在）に関する件				
	堺市内での地下部分の上層部計画図面の不開示決定（不存在）に関する件	H17.2.5	H17.6.23	140	法人文書の存在について再確認の調査、及び一部新たに文書が存在することが確認されたので、諮問方法等を検討する必要があったため。
堺市市道の付替え又は移転計画図面等の不開示決定（不存在）に関する件					
市道に面する関係者への付替え工事等の説明文書の不開示決定（不存在）に関する件					
売買取得した土地に係る特定協会との使用に関する取決め文書又は契約書の不開示決定（不存在）に関する件					